

令和4年3月 第183回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

令和4年3月29日(火曜日) 午前10時50分開会

令和4年3月29日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

議事日程

- 日 程 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 2 会期の決定について
- 日 程 3 議案第1号
令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
- 日 程 4 議案第2号
令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日 程 5 一般質問

出席議員 (19名)

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 皆川 | 信正 | 2番 | 玉村 | 正人 |
| 3番 | 石丸 | 浜夫 | 4番 | 八田 | 一以 |
| 5番 | 榊原 | 光賀 | 6番 | 山田 | 重喜 |
| 7番 | 卯目 | ひろみ | 8番 | 北島 | 登 |
| 10番 | 毛利 | 純雄 | 11番 | 古屋 | 信二 |
| 12番 | 佐藤 | 寛治 | 13番 | 永井 | 純一 |
| 14番 | 川畑 | 孝治 | 15番 | 田中 | 哲治 |
| 16番 | 川端 | 精治 | 17番 | 奥野 | 正司 |
| 18番 | 朝井 | 征一郎 | 19番 | 江守 | 勲 |
| 20番 | 上田 | 誠 | | | |

欠席議員 (1名)

| | | |
|----|----|----|
| 9番 | 吉田 | 太一 |
|----|----|----|

説明のため出席した者

| | | | | | |
|----------|----|----|------|----|----|
| 管理者 | 坂本 | 憲男 | 副管理者 | 森 | 之嗣 |
| 副管理者 | 東村 | 新一 | 副管理者 | 河合 | 永充 |
| 副管理者 | 北川 | 貞二 | | | |
| 事務局長 | 東山 | 義昭 | 総務課長 | 関澤 | 昭二 |
| 清掃センター所長 | 能美 | 雅一 | | | |

事務局出席職員

| | | | | | |
|--------|----|----|------------|----|----|
| 総務課副課長 | 南田 | 憲泰 | 清掃センター課長補佐 | 古畑 | 克弥 |
| 総務課副主幹 | 三上 | 眞弘 | 総務課主査 | 大森 | 史朗 |
| 総務課主査 | 江戸 | 慎吾 | 総務課主査 | 正山 | 裕貴 |

事務局長（東山義昭）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席下さい。

議長（古屋信二）

令和4年3月第183回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、あわら市の吉田太一議員の1名であります。

本日の「議事日程」は、それぞれ、お手元に配布しましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

議長（古屋信二）

それでは、日程1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 玉村正人議員、19番 江守勲議員のご両名を指名します。

議長（古屋信二）

次に、日程2 「会期の決定について」を、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、「本日一日」としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古屋信二）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

議長（古屋信二）

ここで、坂本管理者から発言を求められていますので、許可します。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

本日ここに、第183回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

平素は、組合事業の運営にあたりまして、各般にわたり、ご理解とご支援をいただいておりますことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、海外では、ご承知のように、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻で世界中を震撼させております。この戦争が早期に終息し、一刻も早く平和が取り戻されることを心から願っております。

一方、国内においては、オミクロン株による新型コロナウイルス感染が拡大し、本県におきましても、過去に経験のない規模で、感染者が急増してはりましたが、ピークアウトを向かえ、新規感染者は減少傾向にあるように感じておりますが、当組合においても、関係市町へ、3回目のワクチン接種券の納品を3月10日、5歳から11歳までを対象とした接種券を、2月24日に納品を完了しております。

また、12歳から17歳までの3回目のワクチン接種券の納品を3月31日に完了予定でございます。

今後は、ワクチン接種が進むことで、経済活動の正常化、雇用、所得環境の改善を期待するものであります。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、法改正・制度改正に伴うシステム改修を適宜実施し、安定的なシステム運用を実施しております。

さらに、国が進める自治体の情報システム標準化への移行に向け、構成市町と連携し取り組んでおります。

また、一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センターの長期包括運営委託業務により、各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行っており、順調に稼働しております。

また、「余熱館ささおか」においては、新型コロナウイルス感染防止対策を取りながらも、入館者数は前年度の約1.3倍と増加傾向にあります。

今後とも感染防止対策を万全にし、サービスの向上に努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。何卒、十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（古屋信二）

次に、日程3 議案第1号「令和3年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました議案第1号「令和3年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

今回、お願いをいたします補正予算は、令和3年9月に施行された「デジタル社会形成整備法」により、住民基本台帳法が一部改正されたことに伴い、電算システムの改修について、補正をさせていただくものであります。

歳入歳出それぞれ1,175万2,000円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ25億1,065万1,000円にさせていただくものです。

「第1表 歳入歳出予算補正」の概要につきまして、下段の歳出予算から説明をさせていただきます。

「第2款 総務費 第2項 情報処理費」で1,175万2,000円を増額し、歳出合計を25億1,065万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、「第7款 国庫支出金」で、歳出予算の補正額に見合う額の増額補正をさせていただくものであります。

なお、今回の補正に係る「第2款 総務費 第1項 情報処理費」における「住民記録システム改修」につきましては、システム改修が次年度におよび、事業費は1,300万円を見込んでいることから、今回の補正額に既設予算を追加し、令和4年度に繰越をさせていただくものであります。

以上、「令和3年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」について、ご説明をさせていただきました。

何卒、慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますようお願いいたします。

議長（古屋信二）

ただ今、説明のありました「議案第1号」について、質疑を許可します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

討論なしと認めます。
これより議案第1号を採決いたします。この採決は、挙手によって採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（古屋信二）

挙手全員であります。

議長（古屋信二）

よって、「議案第1号」は原案のとおり可決されました。

議長（古屋信二）

次に、日程4 議案第2号「令和4年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました議案第2号「令和4年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

コロナ禍による地域経済の低迷や一般財源の伸びが期待できない情勢を踏まえ、令和4年度予算を編成するにあたりまして、構成市町の負担軽減を図るため、事務事業の経費削減に努めたところではありますが、国が進めます自治体の情報システム標準化対応や最終処分場延命化対策などの新規事業を計上した結果、予算総額は歳入歳出ともに25億5,199万1,000円となり、前年度当初予算と比較して7,729万2,000円、率にしまして3.1%の増額となっております。

それでは、令和4年度に取り組む主要な事業について申し上げます。

電算共同利用事業では、国が進めます自治体の情報システム標準化に向け、構成市町と密に連携を図りながら、移行準備作業に取り組んでまいります。

また、電算システムの安定的な稼働に努めるとともに、法改正・制度改正に対応したシステム改修を実施してまいります。

また、一般廃棄物の共同処理事業では、長期包括運営委託業務により、環境保全対策に万全を期し、施設の安定した管理運営に努めてまいります。

また、最終処分場の埋立て完了区画において、降雨による浸出水の発生抑制や、処分場の延命化対策のため、シート張り工事を施工し、浸出水処理施設の安定稼働を図ってまいります。

次に、「第1表 歳入歳出予算」の概要につきまして、主な内容について申し上げます。

歳入予算につきましては、「分担金及び負担金」では、各構成市町からの負担金で23億8,177万8,000円を見込んでおります。

「使用料及び手数料」では、清掃センターへのごみ持ち込み処分手数料など1億6,477万8,000円を見込んでおります。

「諸収入」では、アルミ、ペットボトルなどの、資源物等売払い収入などの雑入で、543万円を見込んでおります。

歳出予算におきましては、「総務費」における「総務管理費」では、総務課職員の人件

費や一般事務に係る経費など、8,934万2,000円を計上しております。

「情報処理費」では、総合行政情報システムに係る経費や、情報システム標準化への移行準備経費など、5億5,734万8,000円を計上しております。

「衛生費」におきましては、清掃センター職員の人件費や清掃センター運営に係る経費など、15億2,042万9,000円を計上しております。

「公債費」では、組合債の償還に係る経費で3億7,804万6,000円を計上しております。

以上、「令和4年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」について、ご説明をさせていただきました。

何卒、慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますように、よろしく願いをいたします。

議長（古屋信二）

ただ今、説明のありました「議案第2号」について、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。この採決は、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（古屋信二）

挙手全員であります。

議長（古屋信二）

よって、「議案第2号」は原案のとおり可決されました。

議長（古屋信二）

次に、日程5 一般質問を行います。

質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっております。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

14番、坂井市議会議員の川畑孝治でございます。今回、私は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日に施行されます。そこで、当センターとしての取り組みについて質問いたします。

この法律が施行された背景には、近年、地球規模の問題として、大きく取り上げられている海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化問題、中国などの資源廃棄物輸入規制など、幅広い課題に対応するために2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、その基本原則として、3R、Reuse（リユース）、Reduce（リデュース）、Recycle（リサイクル）、それに加えてRenewable（リニューアブル）再生可能資源への代替が挙げられました。この「プラスチック資源循環戦略」の具体的取り組みとして、2020年7月にレジ袋の有料化がスタートし、本年4月1日からプラスチック資源循環促進法がスタートします。この基本方針としましては、プラスチック使用製品の設計、製造、提供、販売、並びに、排出、回収、及びリサイクルの各段階において、先程の3R＋リニューアブルの原則に則り、プラスチックのライフサイクル全体を通じて、資源循環を促進し、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が相互に連携しながら、プラスチック資源循環を促進させていくとされております。以上を踏まえて、当センターとしての取り組みについて、お聞きをいたします。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

ただいまの川畑孝治議員の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴う清掃センターとしての取り組みについてお答えいたします。

政府は、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることで、プラスチック3Rを一層推進することが不可欠として、本年4月1日から法律が施行されます。

これは、排出事業者においてはプラスチック製品の排出抑制・再資源化、製造・販売事業者等による自主回収の促進で、市町においてはプラスチック製品の分別収集・再商品化が努力義務とされております。

現在、構成市町から排出されるプラスチック製容器包装物は、福井市にある民間の容器包装リサイクル協会の登録再生処理施設で再生原料化し、同協会が認定する再生工場に出荷して、再生品としてリサイクルされています。

容器包装以外のプラスチック製の廃棄物は、不燃ごみ等として清掃センターに搬入され、破砕施設で細かくし焼却処理を行っております。

当清掃センターにおきましては、ごみの直接搬入時にも、リサイクル対象とされてい

るプラスチック製品が見受けられることから、焼却以外の処分方法、外部での処分先も模索し、資源として循環できないか検討していきたいと思えます。

また、市町が取り組むごみ減量化、ごみ分別の啓発にも市町と連携し、SNSやアプリなど新たな媒体を活用してプラスチック削減に向けた啓発に努めたいと考えております。

政府が掲げた「プラスチック資源循環戦略」の基本原則である3R+Renewable（リニューアブル）への意識醸成を図りながら、当組合でも出来る限りこの政策を着実に推進していきたいと考えております。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

今ほど、局長の方からもごみの直接搬入時という言葉がありましたが、今、一般家庭から、それぞれの指定ごみ袋に入れて持ち込まれるプラスチックに関しては、そのまま焼却するしかありませんが、個人で持ち込まれるごみの中から、例えば、プラスチックのバケツ類やごみ箱類や衣装ケースとか子供のおもちゃなど、たくさんプラスチック製品があるのではないかと思います。そういったものを分別して、そして、新たに処理する、そういった事が可能ではないかと思えますが、意見をお聞かせいただきたいと思えます。

令和4年の予算書の中で、雑入、古紙売却代が計上されておりました。これは持ち込まれたごみの中から、プラットホームで紙類を分別されて、そして、売却代になっているという事で、非常にプラットホームで働く皆さん方には、ご苦労様でございます、本当によくやっていただいていると思えますが、これに加えて、プラスチックなどの分別も可能ではないかと思えますので、その辺をお聞きいたします。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

再質問の内容は、外部での処分先を模索し、資源として循環できないか検討するという内容についてを具体的にという事でございます。

当組合の直接搬入で大型のプラスチック製、先ほども申し上げた衣装ケース、遊具、こういった物につきましては、破碎機にかけて焼却処分ということになってはいますが、破碎ピットに入れる前段階で、これらのプラスチック製の物を分別し、当清掃センターで置き置きし、容器リサイクル協会の認定業者に処分してもらうなど、この処分してもらう業者、受け皿を模索していきたいと思っております。安易に焼却処分するのではな

く、リサイクル処分をして「プラスチック資源循環戦略」に寄与していきたい考えでございます。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

今ほど局長の方で言われた通りにしっかり取り組んでいただければと思います。今ほど言われたように、ただ集めてもその行先がないのでは、話になりませんので。入口と出口をしっかりと確保しながら、取り組みをお願いしておきたいと思います。また本当に思いもよらぬロシアによるウクライナの武力侵攻によりまして、世界的な原油をはじめ、エネルギー関連が高騰しております。そういったことを踏まえますと、RPFなど、廃プラスチックが燃料としても、重要度が高まってくるのではないかと考えております。そういったこともアンテナを高くして、調査されて、今ほど言われた容器包装の指定の業者に任せるのだけでなく、色んな有効な活用になるように期待をしておきます。

また、今ほど容器リサイクル法に、国は非常に無責任にその仕組みに乗っかって、このプラスチックを資源循環させようとしておりますが、私自身がこの容器包装リサイクルについては、施行された当時に、どうも制度設計のなかで、ちょっと無理な部分があったので、私自身も東京虎ノ門にあります日本容器協会の方に寄せていただいて、理事の方々について、制度設計について議論させていただいて、5年ごとの見直しにおいて、次の見直しの段階で、私の意見を取り入れていただけるということで、帰ってまいりました。非常に、国においては容器包装リサイクル法をわからない人が組んだんやなという感じですが、ここにおいては、それはともかく、プラスチックについて、また、このプラスチックを、今ほど言ったように、破砕機で破砕して燃やすと、ここの釜も高温になりますので、そういった分でも分別することで、当施設の焼却炉の延命化にも繋がるかと思っておりますので、出口をしっかりと確保しながら、分別回収をお願いいたしまして、私の一般質問とします。以上、終わります。

議長（古屋信二）

以上をもって、一般質問は終了しました。

議長（古屋信二）

ここで、坂本管理者から発言を求められておりますので、許可します。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

一言述べさせていただきます。

組合議員の皆様方には、本日の上程をさせていただきました諸議案に対しまして、慎重にご審議をいただきまして、妥当なるご決議をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、私事ではありますが、今月31日をもちまして任期満了となり、当組合の管理者の職を退任させていただくことになりました。

平成24年4月に管理者に就任させていただきましたが、5期10年にわたり管理者の職を務めさせていただきましたが、この間、組合議会の皆様方には深いご理解とご協力を賜りましたことを、心から感謝をしております。

また、今後とも当組合の発展と組合議員の皆様方のご健勝、ご活躍を心からご祈念いたしまして、誠に簡単ではありますが、退任による一言の挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

議長（古屋信二）

坂本管理者、お疲れ様でございました。

改めまして4月1日より新たに管理者に就任する森あわら市長のご挨拶につきまして、次の臨時議会で受けたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これをもちまして、令和4年3月第183回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

事務局長（東山義昭）

ご起立ください。

一同 礼

午前11時17分閉会